

11月12日 14時00分 東京地裁103大法廷を支援の輪で埋め尽くそう 原発事故避難者住まいの権利裁判第16回期日

住まいの権利裁判第16回期日

2025年11月12日(水)

13時00分 裁判所前集会

14時00分～東京地裁103号法廷

報告集会

場所 参議院議員会館講堂

入館証 15時30分

開催時間 16時～17時30分

1. 住まいの権利裁判第16回期日報告
弁護団より
2. 討論
3. 原告からの決意表明



東電原発事故によって国家公務員住宅に避難区域外から避難した世帯に対し、福島県は、家賃2倍相当の損害金を請求し、退去届の提出を求めています。さらに親族宅に訪問してまで退去を迫り、家族の分断を図っています。これは、避難の権利のみならず、生存権・居住権の侵害に相当します。2022年3月11日、11名の避難者が、精神的賠償と居住権を求めて裁判に訴えました。

主催:原発事故避難者住まいの権利裁判を支援する会

代表世話人 熊本美彌子 村田弘 武藤類子 福島敦子

渡辺一枝

連絡先 setodaisaku7@gmail.com 事務局 瀬戸